033-0979-1044-17

第73回 税理士試験

〔 固定資産税 〕

解答・解説レジュメ

資格の学校
TAC

　この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

第７３回　税理士試験　固定資産税

●はじめに

本年度の本試験は、計算問題はボリュームも少なく、難易度も低い問題であったことから、最終値をすべて合わせていることを前提に、理論でいかに得点を取ることが出来たかがポイントとなると考えられる。

Ｚ－73－Ｋ〔第一問〕解　答

問１　－25点－

１．制度の趣旨

(1) 縦覧制度　3

固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにするために、価格等縦覧帳簿の縦覧制度が設けられている。

(2) 閲覧制度　3

固定資産税の納税義務者が、自己の所有する固定資産について課税内容を確認することができるようにするとともに、借地人・借家人等に対しても使用又は収益の対象となる固定資産についての課税内容を明らかにするために、固定資産課税台帳の閲覧制度が設けられている。

(3) 証明制度　2

固定資産課税台帳の閲覧対象者が台帳記載事項の証明を求めることができるようにするとともに、一定の訴訟当事者等が固定資産の価格について証明を求めることができるようするために、台帳記載事項の証明制度が設けられている。

２．制度を活用できる期間及び活用できる者の範囲

(1) 縦覧制度　3

市町村長は、毎年４月１日から４月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿若しくは家屋価格等縦覧帳簿又はそれらの写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。

(2) 閲覧制度　3

市町村長は、納税義務者等の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産に関する事項が記載をされている部分又はその写しをこれらの者の閲覧に供しなければならない（なお、期間の定めはない）。

閲覧を求めることができる者	対象固定資産
①　固定資産税の納税義務者	当該納税義務に係る固定資産
②　土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する者	当該権利の目的である土地
③　家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地
④　固定資産の処分をする権利を有する一定の者	当該権利の目的である固定資産

(3) 証明制度　3

市町村長は、納税証明書の交付の規定によるもののほか、一定の者の請求があったときは、これらの者に係る一定の固定資産に関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち一定のものについての証明書を交付しなければならない（なお、期間の定めはない）。

証明書の交付を求めることができる者	対象固定資産	証明事項
①　土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する者	当該権利の目的である土地	すべての登録事項
②　家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地	すべての登録事項
③　固定資産の処分をする権利を有する一定の者	当該権利の目的である固定資産	すべての登録事項
④　民事訴訟費用等に関する法律の規定による申立てをしようとする者	当該申立ての目的である固定資産	課税標準額の計算に関する事項を除く登録事項

３．縦覧・閲覧・証明を受けることができる項目

(1) 縦覧制度 2

縦覧できる項目は下記の項目である。

①　土　地

(ｲ) 所在、地番、地目、地積

(ﾛ) 当該年度の固定資産税に係る価格

②　家　屋

(ｲ) 所在、家屋番号、種類、構造、床面積

(ﾛ) 当該年度の固定資産税に係る価格

(2) 閲覧制度 4

閲覧できる項目は下記の項目である。

①　土　地

(ｲ) 不動産登記法に掲げる登記事項（所在、地番、地目、地積等）

(ﾛ) 所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称

(ﾊ) 地方税法の規定により、現に所有している者及び所有者とみなされる使用者の住所及び氏名又は名称

(ﾆ) 基準年度の価格若しくは比準価格又は修正価格

(ﾎ) 課税標準の特例の適用を受ける土地については、価格に特例率を乗じて得た額

(ﾍ) 負担調整措置の適用を受けるものにあっては、調整（据置）固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

(ﾄ) 新たに固定資産税を課されることとなる場合又は地目の変換等がある場合には、比準課税標準額

(ﾁ) 軽減率の適用を受ける市街化区域農地（負担調整措置の適用を受けるものを除く。）については、軽減率適用後の課税標準となるべき額

(ﾘ) 第二年度分又は第三年度分の固定資産税に限り、修正基準の適用を受けるものについてはその旨

②　家　屋

(ｲ) 不動産登記法に掲げる登記事項（所在、家屋番号、種類、構造及び床面積等）

(ﾛ) 所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称

(ﾊ) 地方税法の規定により、現に所有している者及び所有者とみなされる使用者の住所及び氏名又は名称

(ﾆ) 基準年度の価格又は比準価格

(ﾎ) 課税標準の特例の適用を受ける家屋については、価格に特例率を乗じて得た額

(3) 証明制度 2

証明を受けることができる項目は下記の項目である。

①　上記２．(3)の表中①～③の者

上記(2)①及び②に掲げるすべての項目

②　上記２．(3)の表中④の者

上記(2)①及び②に掲げる項目のうち(ｲ)から(ﾆ)の項目

問２　－25点－

１．固定資産課税台帳の種類及び概要

(1) 種　類　2

固定資産課税台帳とは、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称したものである。

(2) 概　要　5

①　土地課税台帳とは、登記簿に登記されている土地について、一定の事項を登録した帳簿をいう。

②　土地補充課税台帳とは、登記簿に登記されていない土地で固定資産税を課することができるものについて、一定の事項を登録した帳簿をいう。

③　家屋課税台帳とは、登記簿に登記されている家屋について、一定の事項を登録した帳簿をいう。

④　家屋補充課税台帳とは、登記簿に登記されている家屋以外の家屋で固定資産税を課することができるものについて、一定の事項を登録した帳簿をいう。

⑤　償却資産課税台帳とは、償却資産について、一定の事項を登録した帳簿をいう。

２．納税義務者

(1) 規　定

①　所有者課税の原則　3

(ｲ) 内　容

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。すなわち、固定資産税の納税義務者は所有者である。

(ﾛ) 所有者

㋑　土地又は家屋の所有者は、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう。

㋺　上記㋑の場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

②　賦課期日との関係　1

固定資産税においては、賦課期日の現況により課税要件が確定することとされている。したがって、当該年度の賦課期日において、固定資産の所有者とされる者が納税義務者となる。

＊　固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の１月１日とする。

③　登記所からの通知　2

(ｲ) 登記所は、所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、変更の登記等をしたときは、10日以内に、その旨その他一定の事項を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

(ﾛ) 市町村長は、上記(ｲ)の規定による登記所からの通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載（記録）をし、又はこれに記載（記録）をされた事項を訂正しなければならない。

(2) 事　例

①　(1)について　3

賦課期日前に登記簿上の所有者の移転登記がされている場合、移転後の所有権の登記名義人が登記簿上の所有者とされることから、移転後の所有者であるＢが納税義務者となる。

②　(2)について　3

賦課期日前に売買によって所有権の移転があったが、登記簿上の所有権の移転登記がされなかった場合、移転前の所有権の登記名義人が登記簿上の所有者とされることから、移転前の所有者であるＣが納税義務者となる。

③ (3)について　3

賦課期日前に家屋を建築したが、当該家屋の登記がされていない場合、家屋補充課税台帳の所有者が所有者とされることから、家屋補充課税台帳上の所有者であるＥが納税義務者となる。

④ (4)について　3

賦課期日前に登記簿上の所有者が死亡し、当該所有者の子が相続したが、登記簿上の所有権の移転登記が行われなかった場合、現に所有している者が所有者とされることから、現に所有している者であるＧが納税義務者となる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

問１・問２ともに応用理論での出題であったが、いずれもＡランク理論からの出題であり、過去の本試験問題で対策済の論点であったことから、合格確実ラインに入るためには、40点以上必要になると考えられる。ただし、やや解答するのが難しい点もあったため、30点台がボーダーラインになると考えられる。

▶解答への道◀

問１

縦覧制度、固定資産課税台帳の閲覧制度及び台帳記載事項の証明制度の「制度の趣旨」、「制度を活用できる期間、活用できる者の範囲」、「縦覧・閲覧・証明を受けることができる項目」について説明する。

なお、「縦覧・閲覧・証明を受けることができる項目」の説明をするにあたって、閲覧制度は固定資産課税台帳の登録事項の説明をするが、解答スペースを考慮して、模範解答では土地及び家屋に限定している。

問２

固定資産課税台帳の種類及びその概要については、模範解答では５つの台帳の指摘とそれぞれの台帳の意義について説明している。

事例については、事例の解答のみでは解答量が不足するため、模範解答では関係規定として「所有者課税の原則」、「賦課期日との関係」、「登記所からの通知」を解答範囲に入れている。

　この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

Ｚ－73－Ｋ〔第二問〕解　答

問１　－25点－

土地Ｘ	土地Ｙ	土地Ｚ
124,300円 5	5,200円 5	5,800円 5

計算過程

＜土地Ｘ＞

Ⅰ　課税方法の判定

１．三大都市圏の特定市に所在

２．市街化区域設定年度（令和４年度）

∴　市街化区域設定年度から課税の適正化措置

Ⅱ　課税標準額　4

１．本来の税額

$66,600,000円\times\frac{1}{3}=22,200,000円$

$22,200,000円\times0.4=8,880,000円$

$8,880,000円\times\frac{1.4}{100}=124,320円$

２．市街化区域農地調整固定資産税額

(1) 原　則

①　令和４年度課税標準額

(ｲ) 仮定本則税額

$72,000,000円\times\frac{1}{3}=24,000,000円$

$24,000,000円\times\frac{1.4}{100}=336,000円$

(ﾛ) 仮定調整税額

㋑　原　則

$20,000,000円+24,000,000円\times\frac{5}{100}=21,200,000円$

$21,200,000円\times\frac{1.4}{100}=296,800円<336,000円$　　∴　下限の判定

㋺　下　限

$24,000,000円\times\frac{2}{10}=4,800,000円$

$4,800,000円\times\frac{1.4}{100}=67,200円$

㋩　$67,200円\leqq296,800円$　　∴　21,200,000円

②　$21,200,000円+22,200,000円\times\frac{5}{100}=22,310,000円$

$22,310,000円\times\frac{1.4}{100}=312,340円\geqq124,320円$　　∴　$8,880,000円\geqq300,000円$（千円未満切捨）

Ⅲ　固定資産税額

$8,880,000円\times\frac{1.4}{100}=124,320円\rightarrow124,300円$（百円未満切捨）

＜土地Ｙ＞

Ⅰ　課税標準額　3

１．本来の税額

$400,000円\times\frac{1.4}{100}=5,600円$

２．農地調整固定資産税額

(1) 負担水準及び負担調整率

① 令和４年度課税標準額

(ｲ) 本来の税額

$400,000円 \times \frac{1.4}{100} = 5,600円$

(ﾛ) 農地調整固定資産税額

㋑ 負担水準及び負担調整率

$\frac{350,000円}{400,000円} = 0.87$　　$0.8 \leqq 0.87 < 0.9$　　∴　1.05

㋺ $350,000円 \times 1.05 = 367,500円$

$367,500円 \times \frac{1.4}{100} = 5,145円 < 5,600円$　　∴　367,500円

② $\frac{367,500円}{400,000円} = 0.91 \geqq 0.9$　　∴　1.025

(2) $367,500円 \times 1.025 = 376,687円$

$376,687円 \times \frac{1.4}{100} = 5,273円 < 5,600円$　　∴　$376,687円 \geqq 300,000円 \rightarrow 376,600円$（千円未満切捨）

Ⅱ　固定資産税額

$376,600円 \times \frac{1.4}{100} = 5,272円 \rightarrow 5,200円$（百円未満切捨）

＜土地Ｚ＞

Ⅰ　課税標準額　$\boxed{3}$

１．本来の税額

$420,000円 \times \frac{1.4}{100} = 5,880円$

２．宅地等調整固定資産税額

(1) 原　則

① 令和４年度課税標準額

(ｲ) 本来の税額

$420,000円 \times \frac{1.4}{100} = 5,880円$

(ﾛ) 宅地等調整固定資産税額

㋑ 原　則

$380,000円 + 420,000円 \times \frac{5}{100} = 401,000円$

$401,000円 \times \frac{1.4}{100} = 5,614円 < 5,880円$　　∴　下限の判定

㋺ 下　限

$420,000円 \times \frac{2}{10} = 84,000円$

$84,000円 \times \frac{1.4}{100} = 1,176円$

㋩ $1,176円 \leqq 5,614円$　　∴　401,000円

② $401,000円 + 420,000円 \times \frac{5}{100} = 422,000円$

$422,000円 \times \frac{1.4}{100} = 5,908円 \geqq 5,880円$　　∴　$420,000円 \geqq 300,000円$（千円未満切捨）

Ⅱ　固定資産税額

$420,000円 \times \frac{1.4}{100} = 5,880円 \rightarrow 5,800円$（百円未満切捨）

　この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

問２　－25点－

Ａ市	Ｂ市	Ｃ市
756,200円 5	797,100円 5	0円 5

計算過程

Ⅰ　各市町村の課税標準額

１．船舶甲

(1) 価　格　1

①　令和４年度分

$$360,000,000円\times\left(1-\frac{0.142}{2}\right)=334,440,000円$$

②　令和５年度分

$$334,440,000円\times(1-0.142)=286,949,520円$$

(2) 課税標準の特例　1

$$286,949,520円\times\frac{1}{6}=47,824,920円$$

(3) 配分価格　1

$$47,824,920円\times\begin{cases}\text{a港}\ \dfrac{6回}{6回+5回\ (=11回)}=26,086,320円\\[2ex]\text{b港}\ \dfrac{5回}{11回}=21,738,600円\end{cases}$$

＊　a港　３回×２＝６回

２．船舶乙

(1) 価　格　2

①　本体部分

(ｲ) 令和３年度分

$$420,000,000円\times\left(1-\frac{0.142}{2}\right)=390,180,000円$$

(ﾛ) 令和４年度分

$$390,180,000円\times(1-0.142)=334,774,440円$$

(ﾊ) 令和５年度分

$$334,774,440円\times(1-0.142)=287,236,469円$$

②　改良費部分

$$80,000,000円\times\left(1-\frac{0.142}{2}\right)=74,320,000円$$

③　287,236,469円＋74,320,000円＝361,556,469円

(2) 課税標準の特例　1

$$361,556,469円\times\frac{1}{6}=60,259,411円$$

(3) 配分価格　1

$$60,259,411円\times\begin{cases}\text{a港}\ \dfrac{4回}{4回+5回\ (=9回)}=26,781,960円\\[2ex]\text{b港}\ \dfrac{5回}{9回}=33,477,450円\end{cases}$$

＊　a港　２回×２＝４回

３．船舶丙

(1) 価　格　1

①　令和３年度分

$$32,000,000円\times\left(1-\frac{0.162}{2}\right)=29,408,000円$$

② 令和４年度分

29,408,000円円×（１－0.162）＝24,643,904円

③ 令和５年度分

24,643,904円×（１－0.162）＝20,651,591円

(2) 課税標準の特例 $\boxed{1}$

$$20,651,591円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 3,441,931円$$

(3) 配分価格 $\boxed{1}$

$$3,441,931円 \times \begin{cases} \text{a港} & \dfrac{10回}{10回+15回+5回（=30回）} = 1,147,310円 \\ \text{b港} & \dfrac{15回}{30回} = 1,720,965円 \\ \text{c港} & \dfrac{5回}{30回} = 573,655円 \end{cases}$$

４．課税標準額（千円未満切捨）

Ａ市　26,086,320円＋26,781,960円＋1,147,310円＝54,015,590円≧1,500,000円→54,015,000円

Ｂ市　21,738,600円＋33,477,450円＋1,720,965円＝56,937,015円≧1,500,000円→56,937,000円

Ｃ市　573,655円＜1,500,000円　∴　免税点の適用

Ⅱ　固定資産税額（百円未満切捨）

Ａ市　$54,015,000円 \times \frac{1.4}{100} = 756,210円 \rightarrow 756,200円$

Ｂ市　$56,937,000円 \times \frac{1.4}{100} = 797,118円 \rightarrow 797,100円$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

問１・問２ともにボリュームも少なく、難易度も低い問題であったため、すべての最終値を合わせることが必要と考えられる。

▶解答への道◀

問１

(1) 土地Ｘ

三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地であることから、特定市街化区域農地として計算を行う。

① 本来の税額

当該土地は令和４年度から課税の適正化措置の適用を受けるものであるため、本来の税額の算定の際、軽減率は0.4を適用して計算する。

② 市街化区域農地調整固定資産税額

当該土地は令和４年度から課税の適正化措置の適用を受けるものであるが、令和４年度において軽減率の適用を受け、負担調整措置の適用を受けていないため、市街化区域農地調整固定資産税額の算定の際、令和４年度課税標準額の仮定計算を行う。

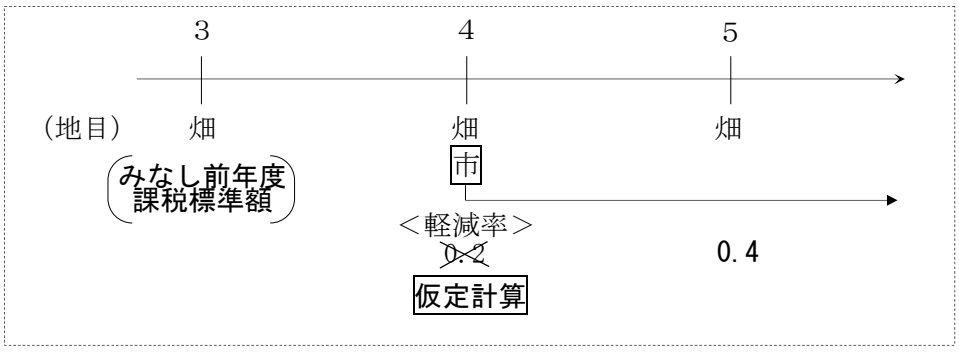

(2) **土地Ｙ**

市街化調整区域内に所在する農地であることから、一般農地として計算を行う。

なお、令和４年度課税標準額が与えられていないため、令和５年度課税標準額の計算に先立って計算する。

(3) **土地Ｚ**

宅地比準土地に該当しない山林であるため、その他の宅地等として計算する。

なお、令和４年度課税標準額が与えられていないため、令和５年度課税標準額の計算に先立って計算する。

問２

(1) **課税標準の特例**

船舶甲及び船舶乙は前年中の外航就航率は２分の１を超えるが、外国貿易船としての就航率は２分の１を超えないため、外航船舶に該当する。結果、特例率は６分の１となる。

船舶丙は就航日数のすべてが離島航路事業の用に供されていることから、内航船舶のうち専ら離島航路事業の用に供する船舶に該当する。結果、特例率は２分の１の額に３分の１を乗じた６分の１となる。

(2) **不開港**

船舶甲及び船舶乙は外航船舶であり、ａ港は不開港に該当するため、ａ港の入港回数は２倍した数字となる。

(3) **配　分**

① **船舶甲**

船舶甲は3,000トン未満の船舶であるため、入港回数が５回以上のてい泊港所在の市町村が配分市町村となる。結果、Ａ市及びＢ市に配分する。

② **船舶乙**

船舶乙は3,000トン以上の船舶であるため、すべてのてい泊港所在の市町村が配分市町村となる。ただし、ｃ港の入港回数は０回であるため、結果、Ａ市及びＢ市に配分する。

③ **船舶丙**

船舶丙は3,000トン未満の船舶であるため、入港回数が５回以上のてい泊港所在の市町村が配分市町村となる。結果、Ａ市、Ｂ市及びＣ市に配分する。

(4) **免税点**

Ｃ市は課税標準額が150万円未満であることから免税点の適用となる。

●おわりに

計算は最終値をすべて合わせていることを前提に、理論勝負になると考えられ、90点が合格確実ライン、80点台がボーダーラインになると予想される。

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～
科目別攻略Zoomセミナー

要予約
※各セミナー先着400名まで

Zoomでライブ配信！
予約はこちらから
https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容
- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方にオススメ
- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30

安部 洋平

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30

渡辺 俊宏

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30

櫻井 洋

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30

信澤 奈津美

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00

阿部 史生

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30

二宮 良之

～酒税・固定・事業・住民・国徴～
ミニ税法徹底比較！

TAC税理士講座ホームページで配信！
https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html

ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容
- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方にオススメ
- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師
TAC税理士講座講師
固定資産税
松葉 貴
配信予定:
8/11(金)～

～今が就活最前線！～
どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約
※先着400名まで

Zoomでライブ配信！
予約はこちらから
https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容
- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方にオススメ
- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師
TACプロフェッションバンク
人材コンサルタント
小倉 亮介
開催日時:
8/17(木)19:30～20:30

本試験の振り返りが
次のスタートに活きる！

8/14(月)
17:00より
公開予定！

①本試験後の
「受験プランニング」

②第73回税理士試験
「解答解説会」Ｗｅｂ配信

③講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html

■TACのサービスをご紹介

デ ジ タ ル 教 材

デジタル教材を活用してスマート学習！

1

移動などのスキマ時間の学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる！

2

スマホやタブレットで教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び！

3

便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html